

第99回中央市議会定例会 上程議案等一覧（追加）

議案番号	件名	備考
第 56 号議案	令和 3 年度中央市一般会計補正予算（第 3 号）	6 月 1 7 日提出
第 57 号議案	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	6 月 1 7 日提出
第 58 号議案	ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入契約の締結について	6 月 1 7 日提出

第56号議案

令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,738千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,649,730千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月17日提出

宍粟市長 福元 晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金			2,625,423	5,738	2,631,161
		2 国 庫 補 助 金	1,238,371	5,738	1,244,109
歳 入 合 計			23,643,992	5,738	23,649,730

歳 出					(単位：千円)
款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費			7,020,291	5,738	7,026,029
		1 社 会 福 祉 費	3,989,148	5,738	3,994,886
歳 出		合 計	23,643,992	5,738	23,649,730

歳入歳出補正予算事別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
15	国庫支出金	2,625,423	5,738	2,631,161
	歳入合計	23,643,992	5,738	23,649,730

歳 出

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	7,020,291	5,738	7,026,029	5,738			一般財源	
歳 出 合 計	23,643,992	5,738	23,649,730	5,738				

2 歳 入		(項) 2 国庫補助金				(単位 : 千円)	
(款) 15 国庫支出金		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
目					区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金		560,611	5,738	566,349	1 社会福祉費補助金	5,738	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費補助金 5,520
							新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金 218
計		1,238,371	5,738	1,244,109			

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
										一般財源
1 社会福祉 総務費	853,250	5,738	858,988	5,738			1 報 酬	83	会計年度任用職員報酬	83
							3 職員手当等	100	時間外勤務手当	100
							4 共 済 費	13	会計年度任用職員社会保険料等	13
							8 旅 費	2	会計年度任用職員通勤費用弁償	2
							10 需用 費	20	文具消耗器材	20
							19 扶 助 費	5,520	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	5,520
計	3,989,148	5,738	3,994,886	5,738						

第 5 7 号議案

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(宍粟市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 宍粟市個人情報保護条例（平成17年宍粟市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第37条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(宍粟市手数料条例の一部改正)

第2条 宍粟市手数料条例（平成17年宍粟市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1 個人番号カードの再交付の項を削る。

(宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第3条 宍粟市個人番号の利用等に関する条例（平成27年宍粟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

○兵庫県個人情報保護条例の一部改正【第1条による改正】

現 行	改 正 案
(情報提供等記録の提供先への通知) 第37条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> （当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(情報提供等記録の提供先への通知) 第37条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> （当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

○兵庫県手数料条例の一部改正【第2条による改正】

現 行	改 正 案																						
別表第1（第2条関係） <table><tr><td>手数料を徴収する事務</td><td>金額</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明</td><td>1通につき 300円</td></tr><tr><td>個人番号カードの再交付</td><td>1件につき 800円</td></tr><tr><td>身分に関する証明</td><td>1通につき 300円</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	手数料を徴収する事務	金額	(略)		戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明	1通につき 300円	個人番号カードの再交付	1件につき 800円	身分に関する証明	1通につき 300円	(略)		別表第1（第2条関係） <table><tr><td>手数料を徴収する事務</td><td>金額</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明</td><td>1通につき 300円</td></tr><tr><td>身分に関する証明</td><td>1通につき 300円</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	手数料を徴収する事務	金額	(略)		戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明	1通につき 300円	身分に関する証明	1通につき 300円	(略)	
手数料を徴収する事務	金額																						
(略)																							
戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明	1通につき 300円																						
個人番号カードの再交付	1件につき 800円																						
身分に関する証明	1通につき 300円																						
(略)																							
手数料を徴収する事務	金額																						
(略)																							
戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明	1通につき 300円																						
身分に関する証明	1通につき 300円																						
(略)																							

○兵庫県個人番号の利用等に関する条例の一部改正【第3条による改正】

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2

現 行	改 正 案
項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第10号に基づく特定個人情報 提供に關し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することがで きる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げ る情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同 表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄 に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の 提供に關し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することがで きる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げ る情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同 表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄 に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

第 5 8 号議案

ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入契約の締結について

ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入に係る契約を次のとおり締結するため、
宍粟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成
17年宍粟市条例第56号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月17日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

1. 件 名	ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入
2. 契 約 金 額	38,203,000円
3. 契約の相手先	兵庫県豊岡市日高町万場10番地の1 有限会社アスカ 代表取締役 岡森 且哉

（参考）納期：契約の日から令和3年11月30日まで

工事入札開札結果表

開 札 日 時	令和 3 年 6 月 11 日	午前 9 時 0 分
開 札 場 所	宍粟市本庁舎 4 階 401会議室	
番 号	＊	
件 名	ばんしゅう戸倉スキー場圧雪車購入	
場 所	宍粟市波賀町戸倉	
予 定 価 格 （ 税 抜 き ）	39, 800, 000	
最低制限価格（税抜き）	－	
執 行 方 法	郵便入札	

(単位：円)

番号	業者名	入札金額	備考
1	日本ケーブル(株) 大阪支店	38,800,000	
2	JFEプラントエンジニア(株)	36,000,000	
3	(有)アスカ	34,730,000	落札
契約金額 = 落札金額 × 1.1 (消費税率)			
38,203,000 = 34,730,000 × 1.1			

開札の結果は、上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 6 月 11 日

宍粟市長

福元晶三